

香芝市告示第92号

香芝市内において、広告物を表示し、又は広告物を掲出する物件を設置してはならない地域、場所及び物件に掲出されていた広告物は別紙のとおり屋外広告物法第7条第4項及び同法第8条第1項に基づき、除却し保管しています。所有者等の方は至急引き取りに来て下さい。

尚、引き取りのない場合は、屋外広告物法第8条第4項の規定に基づき、当該広告物を廃棄します。

令和3年10月1日

香芝市長 福岡 憲 宏

1. 保管期間 公示の日から二週間（屋外広告物法第8条第3項第1号に規定する広告物については二日間）
2. 引取方法 引き取り人がその広告物又は掲出物件の返還を受けるべき所有者等であることが確認できるものを提示し、受領書及び誓約書と引き換えに返還する。
3. 引取時間 午前9時から午後5時（土・日・祝日を除く）
4. 連絡先 香芝市役所 都市創造部 都市計画課
TEL0745-76-2001（内線205）

整理番号	名 称	種類	数量	設 置 場 所	除却日	保管日	保管場所
03-01	略	立看板	1	逢坂3丁目	R3.9.16	R3.9.16	下田倉庫
03-02	略	はり札	2	穴虫	R3.9.16	R3.9.16	下田倉庫
03-03	略	はり札	1	穴虫	R3.9.16	R3.9.16	下田倉庫
			4				